

岐阜県収入証紙納付書兼岐阜県手数料納付確認書（都市計画法関係）				
納付方法		<input type="checkbox"/> 収入証紙		<input type="checkbox"/> キャッシュレス決済
納付者	住所	開発 面積 敷地		㎡
	氏名			
開発 建築	行為地	納付金額		円
条文	内容			
都市計画法 第29条第1項 第29条第2項	自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]	
		0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 (30,000) [130,000]	
		0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 (65,000) [190,000]	
		0.6ha以上 1ha未満	86,000 (120,000) [260,000]	
		1ha以上 3ha未満	130,000 (200,000) [390,000]	
		3ha以上 6ha未満	170,000 (270,000) [510,000]	
		6ha以上 10ha未満	220,000 (340,000) [660,000]	
		10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]	
		第35条の2第1項	設計変更	
区域編入			編入区域の面積 に応じ上記の額	
その他			10,000	
第41条第2項			46,000	
第42条第1項			26,000	
第43条第1項		0.1ha未満	6,900	
		0.1ha以上0.3ha未満	18,000	
		0.3ha以上0.6ha未満	39,000	
		0.6ha以上1ha未満	69,000	
		1ha以上	97,000	
第45条	自己居住用		1,700	
	自己業務用	1ha未満	1,700	
		1ha以上	2,700	
	非自己用		17,000	
許可等の証明	上記の許可等を受けた旨の証明	1通につき	350	
第47条第5項	開発登録簿の写	1通につき	470	
都市計画法施行規則 第60条	適合証明書 交付申請	1通につき	350	
受付年月日※	年 月 日		番 号※	第 号

- 備考 1 収入証紙は、納付者において消印しないで下さい。
- 2 「収入証紙ちょう付欄」に貼れない場合には、裏面に貼り付け、又は納付者の住所及び氏名を記入した別紙を追加して貼り付けて下さい。
- 3 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。
- 4 ※欄は、記入しないで下さい。